

罹災証明書等交付申請書

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	
神崎町長 様	
申請者 住 所 神崎町 神崎本宿163番地	
氏 名 神崎 太郎	
電話番号 (0478 - 72 - 2112)	
下記のとおり(罹災・被災)したことを証明願います。	
罹(被)災日	令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日
罹(被)災原因	令和○年台風○号による
世帯主	<input checked="" type="checkbox"/> 申請者本人 <input type="checkbox"/> 氏名()
罹(被)災物件	<input type="checkbox"/> 住家 (所在:) <input checked="" type="checkbox"/> その他 (所在: 神崎町神崎本宿163番) (物件の種類: 倉庫、車庫、車 など)
罹(被)災状況	床上浸水
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 位置図 <input type="checkbox"/> その他()
交付枚数	必要証明数 1 通
受取場所	<input type="checkbox"/> 郵送(自宅) <input type="checkbox"/> 役場 <input checked="" type="checkbox"/> 郵送(自宅以外)→(送付先: ○○市○○123番地 千葉一郎様方)
備考	
自己判定調査同意欄 (希望する場合)	・自己判定調査では、被害箇所を撮影した写真等による確認をもって調査に代えるため、被災住家の写真等の添付が必要となります。(現地調査は行いません。) ・自己判定調査で交付できる罹災証明書は、住家の被害の程度が「準半壊に至らない(一部損壊)」に該当する場合のみとなります。 □上記の事項に同意の上、自己判定調査を希望します。

- ※ 被害認定調査を迅速に行うため、固定資産課税台帳等に記載された建物の所在・地番、床面積、構造、図面といった情報を利用する場合があります。
- ※ 住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)
- ※ 住家は罹災証明、その他は被災証明となります。
- ※ 同居する親族以外の方が申請する場合、委任状が必要となります。

受付番号